

宍粟市庁舎建設基本計画

宍 粟 市

平成18年6月

目 次

．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1．新庁舎建設の必要性・・・・・・・・	2
2．新市建設計画と新庁舎建設・・・・	3
3．新庁舎の意義と役割・・・・・・・・	4
．新庁舎建設の基本的考え方・・・・	5
1．基本方針・・・・・・・・・・・・・・	5
2．新庁舎建設に係る前提条件・・・・	6
．新庁舎の規模・機能の検討・・・・	8
1．新庁舎の規模・・・・・・・・・・・・	8
2．庁舎の規模に関する前提条件・・・・	8
3．庁舎面積の適正規模の割り出し・・・・	11
4．公用車車庫の算定・・・・・・・・・・	16
5．駐車場規模の算定・・・・・・・・・・	16
6．庁舎機能の配置方針・・・・・・・・・・	17
7．庁舎機能の具体化・・・・・・・・・・	19
8．事業費及び財源の検討・・・・・・・・	20
．市民の合意形成の方策・・・・・・	21

．はじめに

地方分権社会構築への急速な流れの中で、多様化・高度化する市民ニーズや地域の様々な課題に対し、これまでの国への過度の依存から、より自主・自立性の高い自治体経営に取り組むための一つの有効な手段として、平成１７年４月１日、旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町、旧千種町の宍粟郡内の４町の新設合併が行われ、宍粟市として新たな発展を目指すこととなった。

広大な中山間地域を擁する本市にあって、限られた財源を有効に活用し、市民サービスの低下を招くことなく、活力ある新市を創造していくためには、参画と協働により、効率的で質の高いサービス、公共事業のあり方を追求することで、新しい自治を創造することが急務となっている。そのためには、本庁と市民局の連携を図りながら、機能的かつ、機動性のある行政組織の運用とともに、市民との接点を重視し、職員が積極的に地域に関わることで顔の見える行政活動を展開する必要がある。

また、市民一人ひとりが自ら地域社会の一員として地域の維持発展に取り組んでいくという姿勢に加え、なにより新市まちづくりの基本ともなる宍粟市民としての一日も早い一体感の醸成が不可欠となっている。

合併に際しての協議においては、新市の庁舎建設は山崎町中広瀬の多目的広場を適地とし、建設時期は合併特例債の活用可能な合併後１０年以内とすること、又建設にあたっては周辺の県庁舎や広域センター等の敷地及び建物の有効活用を視野に入れ望ましい組織、機構の在り方などを検証しながら、少ない経費で効果的な庁舎の建設を検討することとなっている。

このような新庁舎建設の基本合意がある中で、県下で２番目に広い行政区域を有することから、市民には急激な変化を及ぼさないための緩やかな合併となるよう本庁部門に加え、各旧町の４市民局及び出張所１ヵ所を配置しての船出となった。

しかしながら、本庁部門は老朽化した旧広域センター及び山崎市民局庁舎への一部配置、県山崎庁舎の一部賃借、山崎水道事業所と４ヶ所に分散しての配置となり、非効率な行政運営を余儀なくされている。

このような状況のもと、合併初年度である平成１７年度には、新庁舎建設について、職員による庁舎建設プロジェクトチームを組織し、現状の課題や解決策をはじめとする

調査検討を行い、「市民サービス」「環境・省エネ」「建設コスト・維持コスト」「周辺整備」等に配慮した庁舎の建設を推進することとして「宍粟市庁舎建設基本計画書」の作成を行った。

一方、宍粟市議会においては、平成１８年度当初予算への庁舎関連経費計上に係る慎重な審議を経て、その予算執行にあたっては、新市総合計画・財政計画等に基づく将来シミュレーションを見据えた上で具体化作業を行うべきとの特別委員会の付帯決議を付して予算議決が行われている。

平成１８年度早々には、まちづくりの基本指針としての新市総合計画や財政計画、行政改革大綱など庁舎建設のあり方を検討する上で反映すべき上位の構想・計画の策定が行われることとなっており、当基本計画書（改訂版）は、先の職員プロジェクトによる計画書に基づき、前提となる諸構想や計画、宍粟市庁舎建設推進会議の意見を踏まえて、新庁舎建設のもっとも基本となる方向性をあらためて定めたものであり、今後検討される設計段階において、より具体的、個別的な検討を行う際に、常に立ち返るべき指針となるものである。

なお、新庁舎建設については、参画と協働の観点からも、市民参加と意見交換の機会を設けるなど市民との合意形成を図りつつ事業推進することとする。

１．新庁舎建設の必要性

現在の本庁機能が旧広域センター、山崎市民局、山崎水道事業所、県山崎庁舎の一部賃借と４ヶ所への分散を余儀なくされており、中でも旧広域センターは昭和５０年に建設され３１年を経過。また、山崎市民局庁舎においては、築後４７年を経過し老朽化が著しく、山崎断層を直下に抱える市として、懸念される大規模災害に対する行政機構としては、即応すべき緊急体制構築に大きな障害となっている。加えて県庁舎以外の建物においては、地震対策が施されていないことから、庁舎の直接的な被害による住民情報の破損や行政機構そのものの損壊により災害対策が機能不全に陥るケースも想定され、速やかな整備が必要となっている。

現在の本庁部門が４ヶ所に分散している職員配置では、円滑な行政事務の推進に支障をきたしており、今後目指すべき事務の効率化や組織のスリム化への制約ともなっている。

旧山崎町庁舎は、これまで行政事務量の増加に応じて職員数も増加し、それに伴って庁舎の増築も積み重ねてきており、今日においては、行政機関の建物としては、来庁者の利便性も悪く、ユニバーサルデザインの面からも速やかな改善が必要となっている。

さらに、山崎市民局と本庁は約１kmの距離に位置し、地域的には同一であり、業務及び経費の無駄も多く、また山崎市民局管内市民にとっても本来不要の混乱やスムーズな行政サービスの享受に支障を生じているケースもある。また、各市民局から本庁への連絡調整においても複数の本庁舎間持ち回りを余儀なくされるなど時間と労力に大幅なロスを生じている実態があることなどから、山崎市民局と本庁の統合により、これらの問題解決を図ることができる。

地方分権の流れの中で、将来的な行政の方向性、すなわち、行政と市民、コミュニティ、企業、NPO等が協働して自治を担う「参画と協働」の理念に資するためにもその受け皿としての「空間」の設置や本庁機能のサービスの向上により、市民と行政の感覚的な距離を近づけ、加えて市民の一体感の醸成を図ることができるような新市全体のシンボリックな施設が必要である。

２．新市建設計画（新まちづくり計画）と新庁舎建設

市町村合併の経緯

平成１７年４月１日の新市発足に際しては、各旧町からの選出された合併協議会委員による審議を重ね、旧町間の合意により種々の協定がなされたものであるが、その中で、

- ・新市の事務所の位置は、新庁舎を建設するまでの間、旧広域センターとし、ここには、本庁舎に配置する部門の事務を全て収容できないため、一部を既存施設に分散配置する。
- ・旧各町役場庁舎４ヶ所に支所（市民局と呼称）を置き、市民局は、市民生活に直

接関係のある日常的に必要なサービス業務と地域の実情に即した地域振興施策などを行う現地解決型の事務所とする。

- ・将来の新庁舎は、合併特例債の発行期間内に建設する。
 - ・新庁舎の建設位置は、山崎町中広瀬多目的広場を適地とする。
- ことが確認されている。

新市建設計画（新市まちづくり計画）における新庁舎の位置付け

合併協定項目の一つとして策定された新市建設計画（新市まちづくり計画）においては、公共施設の統合整備について、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、現在の活用状況、高度通信ネットワークを活用した利便性の確保、さらには財政事情なども考慮しながら逐次検討していくこととしている。

特に新庁舎については、新市における総合的な事務や管理部門の業務を実施する本庁舎と、旧町域における直接的な事務事業を実施する既存庁舎（市民局）における役割分担を図った上で、専門職員の適切な配置や情報システムによる相互のネットワーク化を図るなど効率的な行政運営と住民サービスの提供のための体制整備として位置付けられている。

3．新庁舎の意義と役割

前節でも触れた新庁舎の必要性や今後の目指すべき行政のあり方から、新庁舎に期待されることは、合併し新たな歩みを始めた宍粟市の核として次のようなことが考えられる。

市民に開かれた自治の中核となる施設

庁舎は、市民への各種サービスを提供し、新たな時代にふさわしい施策を創造していく場であり、地方分権が進む中で、市民との協働による新市創造のための中核施設として、市民が日常的に集い、ふれあい、学びあえる場である必要がある。

また、災害時においても全市的な防災対策の拠点としての機能を持つこととなる。

行政サービスの効率化

市民の利便性と行政の効率化を図る上で、市民局と本庁の機能分担のあり方については、市民にとって最善の形となる行政機構を目指し、庁舎建設後においても常に検証を行っていく必要があるが、特に山崎市民局にあっては、本庁舎を山崎市民局管内に設置することから、本庁に集約することが市民へのサービス向上につながり、かつ行政の効率化を図れることとなる。

社会環境の変化への対応

社会環境の変化とともに、行政需要の変化や、情報処理技術の進展に伴う行政の事務環境も大きく変化していくことが考えられ、効率的な事務処理が行われるための機能空間や利便性、ユニバーサルデザインに優れた環境を継続して保てるよう柔軟に対応できる施設である必要がある。

．新庁舎建設の基本的考え方

1．基本方針

新庁舎建設は、宍粟市の将来のあり方をはじめ、市民と行政の協働など市民・議会・行政の関係のあり方、さらには市街地の将来構造などに大きな影響をもたらす根幹的な事業であることから、新市総合計画などの諸構想を踏まえ、次のとおり設定する。

(1) 周辺景観に調和し、永く市民に親しまれる庁舎であること。

周辺の景観と調和した中で、市民をはじめ外部の人たちに市役所とわかりやすい建物とするとともに、宍粟材を積極的に活用し、森林王国「宍粟市」にふさわしい建物をめざす。

(2) ユニバーサルデザインに配慮し、利便性に富んだ庁舎であること。

来庁者にわかりやすい動線の確保や、高齢者や体の不自由な人に配慮した庁舎をめざす。

- (3) 行政需要の多様化、組織機能の見直し、高度情報化等に対応できる柔軟な庁舎であること。

広大な行政エリアの中で庁舎からの情報通信により市民サービスが提供できる庁舎をめざす。

- (4) 環境に優しく、省資源、省エネルギーに配慮した維持管理上も経済性に優れた庁舎であること。

ヒートアイランド対策等による自然環境の活用や太陽光、雨水及び風力などの自然エネルギーを有効利用できる庁舎をめざす。

- (5) 防災機能をもち、他の周辺公共施設との機能的な連携の図れる庁舎であること。
警察や県庁舎と連携が図れ、災害時において対応できる庁舎をめざす。

2. 新庁舎建設に係る前提条件

(1) 建設時期

- ・現在の厳しい行財政環境の中で、早急な事務の効率化、並びに職員の削減を行うことで、財政の健全化を図り、足腰の強い行政体へと変化を遂げるためにも早期の完成をめざす。

- ・懸念される大規模地震災害への対策として早期の着手が必要。

以上により、平成18年度に事業着手し、平成20年度末に完成をめざす。

(2) 建物構造

建物は地震等の災害に強い構造とする。

(3) 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所としては、合併協議の中でも新庁舎等検討小委員会からの答申を受けて、山崎町中広瀬多目的広場を適地とする決定がなされているが、選定の理由ともなった周辺環境や、交通環境などの利便性等を考慮し、合併協定で適地とされた決定を妥当とする。

建設地の概要

場 所	宍粟市山崎町中広瀬 133-6 ほか
敷地面積	13,632.17 m ²
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容 積 率	200%

(4) 庁舎の計画規模

現状の分散した施設をより効率的な行政機構とするために、広域センター、県山崎庁舎、山崎市民局、水道事業所（現地機能部分を除く）を本庁舎へ吸収した施設とし、行政改革を推進する中で、概ね10年後の職員数を想定した規模とする。

又、新市建設計画に平成27年度人口を40,000人と想定しており、本庁職員数については、定員適正化計画や財政事情等を考慮しながら276人（特別職を除く）を想定する。

(5) 周辺整備及び関連事業

庁舎建設地に隣接する夢公園、県庁舎等と連携した有効活用及び西に国道29号、南に県道田井中広瀬線、東に揖保川に接する庁舎用地としての利点を活用し、それぞれの整備計画との関係を確認しながら、つぎの事項に留意しながら施設配置を計画する。

夢公園との一体性（庁舎の前庭化）と庁舎駐車場内通行の安全

県庁舎等との連携

揖保川河川改修計画

国道29号及び県道田井中広瀬線

土地区画整理事業

建築基準法及び都市計画法

下水道計画（雨水及び汚水）

周辺環境との適合

・新庁舎の規模・機能の検討

1．新庁舎の規模

庁舎の面積は、8,500 m²程度とする。

2．庁舎の規模に関する前提条件

新庁舎の規模については、市民局と本庁の役割分担を明確にするとともに、将来のまちづくりや将来的な職員数を想定し、次のように設定する。

なお、合併協議の際にその活用が大きく期待されていた県庁舎については、現在の本庁機能以外の業務としている施設やサービスの拠点として、県の保健事業と一体となって取り組むことが適正と考え、県の理解を得られるよう努めることとし、県庁舎の使用によって本庁舎規模に係る影響は、受けないことを前提とする。

(1)職員数

平成18年4月1日現在の職員数は、657名（臨時職員含み、病院及び消防除く）であるが、このうち本庁部門職員及び山崎市民局配置職員300名を276名に減員し、4役を加えた280名を新庁舎配置職員とする。なお、定員管理計画上の普通会計職員ベースでの比較を別表1とし、市民局等他の庁舎を含む具体的な配置計画は、別表2のとおりである。

(2)議員数

市議会の議員数は法定定数の26名で算定する。

(3)計画職員数の検証

10年後の計画職員については、合併当初（H17.4.1）から120名（H18.4.1から110名）を減員することとしており、普通会計職員診断表（別表1）にあてはめると444名である。定員管理計画モデル数（基準値）では487名となる一方、未合併の類似団体調査（12団体）では、平均406名と大きな乖離がみられるが、本市計画数は、その中間的な数値となっており、4市民局体制を勘案しても当面の計画数となり得るものとした。

(4)新庁舎建設と市民局の機能

合併協定項目のうち「新市の事務所の位置について(その1)」で、市民局は、市民生活に直接関係ある日常的に必要なサービス業務と地域の実情に即した地域振興策などを行う現地解決型の事務所とするとしている。

具体的には、市民直結の日常サービス業務とは、窓口における諸証明や税、各種福祉制度の相談、更に高齢者や障害者に対する訪問事業など市民が地域で生活する上で、行政のサービスを直接的に享受することで安心して住み続けられる地域社会を構築するための業務とし、他方、実情に即した地域振興策とは、生活道路の維持修繕や上下水道の安定した維持管理に加え、地域独自のまちづくり事業など、広大な面積の中で迅速な対応を求められる事業或いは地域特性の中から求められる施策と位置づけている。

こうしたことから、合併後の職員の全体的な削減は避けられない中で、新庁舎(本庁)建設後においても現在の市民局機能の維持を図ることとしており、今後組織機構の工夫や事務改善を図りつつ、本庁部門に加え一宮・波賀・千種市民局においても、現在の135名から10年後には116名とする想定をしている。

別表1 普通会計職員定員管理診断表(臨時職員除く)

定員モデル 試算部門	H18.4.1現 在職員数 (A)	定員モデル 数(H18 算定)	未合併類 似団体 による平均	10年後の普通会計職員 数(想定) (B)	10年後の計画職員数(B欄からの別 表2への換算)
議会	4	5	5	18年4月1日現在の全体 職員数858名 - 全体の削減数110名 - 企業会計職員304名 (・病院263名) (・上下水道22名) (・国保7名) (・介護8名) (・農業共済4名)	10年後の普通会計職員数444名 (全体数から病院消防を除く) + 企業会計職員再計55名 (・診療所14名) (・上下水道22名) (・国保7名) (・介護8名) (・農業共済4名) + 事務組合派遣3名 - 消防72名
総務	105	101	71		
税務	21	23	24		
民生	85	79	82		
衛生	47	47	25		
労働	0	0	0		
農林水産	39	24	22		
商工	9	10	10		
土木	49	40	36		
教育	109	90	78		
消防	72	68	53		
計	540	487	406	444	430

普通会計職員とは、全職員から企業会計職員(病院・水道・下水道・国保・介護・農業共済)を除いた職員である。

普通会計職員の定義では、消防職員、教育長を含むが本表では、教育長除く。

別表2

10年後の計画職員数(病院・消防職員除く)

庁舎区分	主な部課	職員数						適用	延床面積 ㎡
		現状(H18.4)			合併10年後(H27.4)				
		正職	臨時	計	正職	臨時	計		
(新)本庁舎	【本庁機能】 企画部、総務部、福祉部、産業部、土木部、水道局、会計課、議会事務局、教育委員会事務局	-	-	0	241	35	276	プラス4役 = 280名	8,500
(現)本庁舎 旧広域センター	【本庁機能】 (企)企画調整課、行革推進課、秘書広報課、(総)総務課、検査契約課、財政課	48	3	51	-	-	0	庁舎取り壊し	583
県総合庁舎	【本庁機能】 (企)まちづくり防災課、(福)健康福祉課、社会福祉課、(産)農業振興課、林業振興課、商工観光課、農業委員会	64	8	72	-	-	0	本庁舎へ移動	2,807 の内 510
山崎市民局庁舎	【本庁機能】 (総)情報管理室、税務課、(福)市民課、衛生課、(土)建設課、都市整備課、会計課、議会事務局、(教)教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課	97	15	112	-	-	0	庁舎取り壊し	2,940
	【市民局機能】 まちづくり推進課、福祉課、産業課、地域振興課	27	9	36	-	-	0	山崎市民局機能の本庁への統合	
水道事業所	【本庁機能】 (水)水道課、下水道課	25	4	29	4		4	一部を残し本庁舎への移動	252
	(小計)	261	39	300					
防災センター	【本庁機能】 (福)人権推進課	4	1	5	4	1	5	(社協入居)	
一宮市民局	【市民局庁舎】 まちづくり推進課、市民生活課、産業課、地域振興課	31	10	41	26	7	33	課、係の再編成	2,644
	【保健福祉センター】 保健福祉課	9	1	10	8	1	9	(社協入居)	1,892
波賀市民局	【市民局庁舎】 まちづくり推進課、市民生活課、地域振興課、教(生涯学習)	28	4	32	23	4	27	課、係の再編成	2,671
	【メイプル福祉センター】 保健福祉課	7	4	11	7	4	11	(社協入居)	1,377
千種市民局	【市民局庁舎】 まちづくり推進課、上下水道課、地域振興課、教(生涯学習)	29	4	33	24	4	28	課、係の再編成	1,472
	【保健センター】 保健福祉課	6	2	8	6	2	8	(社協入居)	3,502
その他庁舎施設等	幼稚園、保育所、給食センター等	162	52	214	84	36	120		
計		537	117	654	427	94	521	(総合病院・消防本部除く)	
環境事務組合派遣		3		3	3		3		
総計		540	117	657	430	94	524		

平成17年4月現在で550名である。(平成17年度で10名の減)

別表1は、普通会計職員比較であるが、本表は、臨時職員を含む施設ごとの配置職員割振である。

3. 庁舎面積の適正規模の割り出し

庁舎規模を算定する方法として、以下の方法があり、比較検討を行う。

(1) 地方債査定に係る標準面積に基づく算定方法

- ・庁舎内の職員数をもとに、事務室、倉庫、会議室等の面積を算出する。また、議事堂については議員定数をもとに面積を算出する。
- ・計算された諸室を積み上げ、庁舎規模を算出する。
- ・合併 10 年後、職員数の適正化や本庁と市民局の事務分担の調整も一区切りつくと思われる平成 27 年度の計画職員数をもって起債標準面積を算出する。
- ・計画職員数及び人口 5 万人未満の市町村換算率により算定する換算職員数は以下（別表 3）のとおりである。

別表3

	特別職	部長	課長	係長	製図職員	一般	計
計画職員	4	9	63	57	40	107	280
換算率	12	2.5	2.5	1.8	1.7	1	
換算職員	48	22.5	157.5	102.6	68	107	505.6

課長欄には、副課長を含む。

- ・各部屋ごとの基準に基づく標準面積は、以下（別表 4）のとおりである。なお、対象面積に電算室及び防災対策室は含まないため、この部分を別途加算する。

別表4 地方債査定算定基準による算定

	室名	面積換算	算定基準
(ア)	事務室	2,275.2	4.5㎡×換算職員数
(イ)	倉庫	295.7	(ア)事務室面積の13%
(ウ) 附属面積	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	1,960.0	7.0㎡×全職員数(350㎡を最小とする。)
(エ)	玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	2,265.4	(ア)～(ウ)までの各室面積の計の40%さらに、実情に応じて10%の加算が認められているので50%とする。
(オ)	議事堂	910.0	35.0㎡×26名(議員定数)
	標準面積計	7,706.3	
	標準外	240.0	電算室120㎡、防災対策室120㎡
	合計	7,946.3	

(2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定方法（別表5）

- ・庁舎内の職員数をもとに執務面積、附属面積（会議室、倉庫、休憩室等）を算出する
- ・業務上必要であるが、附属面積に含まれていない諸室については、固有業務室として個別に積み上げる。
- ・執務面積、附属面積、固有業務室の面積より、設備関係面積、交通部分の面積を算出する。
- ・国土交通省基準を市庁舎に適用するにあたり、地方小官署の換算率がほぼ起債申請基準と同じなので起債申請換算職員数を適用する。
- ・固有業務室中、議会関係は起債基準を準用する。

別表5 国土交通省新営庁舎面積算定基準による算定

施設区分	面積算定	算定基準	補正前
執務面積	2,224.6		2,022.4
・事務室	2,224.6	換算人員505.6人×4.0㎡×補正係数1.1	
附属面積	808.5		797.3
・会議室	123.2	職員100人当40㎡、10人増ごとに4.0㎡増×補正係数1.1	
・電話交換室	40.0	換算人員が400～600人の場合:40㎡	
・倉庫	262.9	事務室面積2,022.4㎡(補正前)×13%	
・宿直室	10.0	1人10.0㎡、1人増すごとに3.3㎡増	
・庁務員室	10.0	1人10.0㎡、1人増すごとに3.3㎡増	
・湯沸室	49.5	9.9㎡(3坪)×5F	
・受付	6.5	最小6.5㎡	
・便所洗面所	89.6	全職員280人×0.32㎡	
・医務室	75.0	全職員280人の場合75㎡	
・売店	23.8	全職員280人×0.085㎡	
・食堂喫茶室	118.0	全職員280人の場合118㎡	
固有業務室	3,579.0		
・業務支援機能	432.0	入札室250㎡、相談室120㎡、印刷室32㎡、監査委員室30㎡	
・議会機能	910.0	起債基準準用	
・窓口機能	860.0	資料室60㎡、市民ロビー800㎡	
・防災機能	120.0	防災対策室	
・保管機能	800.0	書庫、備品庫	
・福利厚生機能	301.0	休憩談話室133㎡、休養室30㎡、更衣室138㎡	
・その他	156.0	記者室36㎡、電算室120㎡	
設備関係面積	991.0		
・機械室	831.0	有効面積(～)5000～10000㎡の場合:831㎡	
・電気室	131.0	有効面積(～)5000～10000㎡の場合:131㎡	
・自家発電装置	29.0	有効面積(～)5000～10000㎡の場合:29㎡	
交通部分	2,586.3	上記～面積計(事務室・会議室は補正前)×35%	7,389.7
総計	10,189.4		

(3) 各部屋の必要面積の積み上げに基づく算出方法（別表6）

- ・各部屋、共用部分等について必要と思われる面積をそれぞれ積み上げて算出する。

別表6 各室積み上げによる算定

	室名	面積	積算基礎	根拠
ア	職員事務室	1,242.0	1人当4.5㎡	部長以下(276名)2.2m×2.0m
イ	打合スペース	162.0	各課当6.0㎡	各課(27課)打合スペース5～6人、2.0m×3.0m
ウ	書架・保管庫	270.0	各課当10.0㎡	各課(27課)ロッカー20本、0.5m×20m
エ	OA機器設置	81.0	各課当3.0㎡	各課(27課)プリンター等、1.0m×3.0m
オ	特別職室	206.0	4役	市長6.0m×10.0m、助役・収入役・教育長5.4m×9.0m
カ	会議室(大)	250.0	式典等(1人当1㎡)	係長以上133+市民局係長67+ステージ等50
	会議室(中)	360.0	50人規模懇談会用	8.6m×14.0m(間仕切付)3部当1室=3室
	会議室(小)	450.0	20人規模会議用	8.6m×6.0m 50.0㎡ 3課当1室=9室
	相談室	120.0	4人規模相談室	3.0m×3.4m 10.0㎡ 市民・福祉・税・教育部門で計12室
	庁議室	120.0	政策決定20人規模	8.0m×14.0m 120.0㎡(災害時の防災対策室)
キ	電算室	120.0	(マシン室)ホストコンピュータ2台、BD保管棚、帳票打出し用高速ペーシプリンター2台分50㎡、(サーバー室)20㎡、(オペレーション室)ワークステーション端末及びプリンター4～5台20㎡、(システム開発室)15㎡、(パンチ室)データ作成スペース15㎡	
ク	宿直室	20.0	1～2名	宿日直場所
ケ	印刷室	32.0	2階・3階	4.0m×4.0m 2室
コ	製図室	40.0		2.2m×2.4m 5.0㎡×6名分 図面保管場所10㎡
サ	監査委員室	30.0		事務室、会議室(選管・農委は(カ)の会議室兼用)
シ	資料室	60.0		6.0m×10.0m 職員及び市民公開用
ス	書庫・備品庫	800.0		書庫28.0m×25.0m 備品庫10m×10m
セ	(入札室)	-		(カ)中会議室を兼用する。
ソ	記者室	36.0		4.0m×9.0m 6社対応
タ	議場	377.0		12.0㎡×26名+傍聴席1㎡×65名
	全員協	144.0		9.0m×16.0m
	委員会室	151.0		9.0m×15.0m+傍聴席0.8㎡×20名
	正副議長室	50.0		7.0m×7.0m 50.0㎡
	(議員控室)	-		会議室兼用
	議員執務室	149.0		4.5㎡×26名+応接スペース8.0㎡×4ヶ所
	議員更衣室	26.0		1.0㎡×26名
チ	食堂	90.0	職員利用率3割、市民開放、昼食回転率2倍	276名×0.3/2回転×1.2倍(市民利用)=50人 50人×1.2㎡(1人当り)×1.5倍(厨房分0.5倍)
ツ	休憩談話室	133.0		276名×0.5×0.6㎡(昼食による弁当)+会議室50.0㎡
テ	休養室	30.0	和室	労働安全衛生規則設置義務15.0㎡×2(男女)
ト	更衣室	138.0		276名×0.5㎡
	(小計)	5,687.0		
ナ	共有面積	3,062.2	全体の35%	廊下、トイレ、エレベーター、機械室、市民ロビー等
	総計	8,749.2		

(4) 他団体のデータに基づく算出方法（別表 7）

- ・比較的類似している団体のデータをもとに、職員一人あたりの庁舎面積を割り出し算出する。

別表7	類似団体による一覧			計画			
	茨城・守谷市	兵庫・淡路市	兵庫・加西市	広島・庄原市	岡山・井原市	兵庫・篠山市	職員1人当り平均
人口	54,800	51,300	50,800	43,500	46,800	47,500	
本庁職員数	280	170	284	254	290	346	
建築面積	5,659.8	1,638.8	2,340.0		2,512.8	4,136.0	
延床面積	10,712.7	4,631.9	10,625.0	7,700.0	10,210.8	8,443.0	
職員1人当面積	38.3	27.2	37.4	30.3	35.2	24.4	32.1

- ・上記調べでは、職員 1 人当り $24\text{ m}^2 \sim 38\text{ m}^2$ となっており、また、「建設計画・設計シリーズ庁舎施設」（市ヶ谷出版社）によると、最近のデータでは、1 人当り $25 \sim 35\text{ m}^2$ 程度、町村の単位では $35 \sim 45\text{ m}^2$ 程度と職員 1 人当りの人口が少なくなるほど逆に庁舎床面積は大きくなる傾向があるとしている。

以上のデータから想定人口に当てはめた場合次のとおり（別表 8）となる。

別表8	職員 1 人当り面積による比較 (想定職員数: 276 人)			
職員1人当り面積	25 m^2	30 m^2	32 m^2	35 m^2
庁舎面積	$6,900\text{ m}^2$	$8,280\text{ m}^2$	$8,832\text{ m}^2$	$9,660\text{ m}^2$

【庁舎面積適正規模のまとめ】

(1) 地方債査定に係る標準面積に基づく算定 (別表 4)

地方債査定に係る標準面積による算定は、7,946.3 m^2 となる。

(2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定 (別表 5)

国土交通省新営一般庁舎面積に議会機能等固有業務室(算定式に含まれないため別途加算) を加えると 10,189.4 m^2 となる

(3) 各部屋の必要面積の積み上げに基づく算出(別表 6)

各部屋、共用部分等について必要と思われる面積をそれぞれ積み上げて算出すると、8,749.2 m^2 となる。

(4) 他団体のデータに基づく算出方法(別表 7・8)

比較的類似している団体のデータをもとに、職員一人あたりの平均的な庁舎面積を 30 ~ 32 m^2 とすると庁舎面積は 8,280 m^2 ~ 8,832 m^2 となる。

以上の算定比較により、庁舎の面積は、8,000 m^2 (最小) ~ 9,000 m^2 (平均値) の中で中間数値である 8,500 m^2 程度を適正規模とする。

4 . 公用車車庫の算定

- ・新庁舎に集合する予定の各部門ごとの公用車総数は、93台（平成18年4月現在）であるが、公用車についても可能な限り削減する必要がある、下記（別表9）のとおり必要数を再算定し、予定数とする。

別表9 公用車の配置計画

用途	台数	備考
市長専用	1	
議会専用	1	
課の数×1台	27	
課税徴収専用	2	
上下水道料徴収専用	2	
保健師専用	8	
生活保護専用	2	
特殊作業車両(土木)	4	
道路バトロール車	2	
マイクロバス	2	
業務内容により加配する課	13	産業部3、福祉部3、水道局2、土木部2、企画部1、教育委員会2
出張用等	6	各課共用
計	70	

- ・地方債査定基準は25㎡/台であり、通路部分も含めると適当と考えられるため、この基準に70台を乗じた面積1,750㎡とする。

5. 駐車場規模の算定

(1) 来庁者用駐車場

- ・必要台数を科学的に設定することは困難であり、他市の事例を参考（別表10）に本市の現状等を考慮したかたちで算定する。

別表10 来客用駐車場の他団体調査

団体名	人口	駅からの距離(m)	駐車場台数	利用実態(稼働率)の補正	1台当りの人口規模
鳩ヶ谷市(埼玉)	54,518	2,000	99	0.5	1,100
掛川市(静岡)	80,217	200	140	0.6	900
尾張旭市(愛知)	75,066	80	100	0.6	1,200
野田市(千葉)	119,922	1,000	162	0.8	900
常滑市(愛知)	50,183	520	64	0.9	800
大府市(愛知)	75,273	430	160	0.7	600
穴栗市	45,000		49.1	1	917

小牧市調査建設基礎調査報告より

- ・以上の結果から、駐車場1台当りの人口は、平均で900人前後となっており、

これを宍粟市の人口約 45,000 人に当てはめると 49 台となる。これは、日常的に満車の状態であるため、逆に余裕部分としての非稼働率を 40%（稼働率 60%で 49 台）とすると、 $49 \text{ 台} \div 0.6 = 80 \text{ 台}$ となる。

- ・なお宍粟市は、現地解決型の総合事務所を設置していること、現在の山崎市民局の状況（約 40 台）から、80 台程度の来客用スペースが適切とする。

6. 庁舎機能の配置方針

次のような具体的事項に配慮した庁舎とする。

(1) 周辺景観に調和し、永く市民に親しまれる庁舎

- ・ 周囲の景観と調和したデザインや色彩に配慮する。
- ・ 付近の住宅地や構築物とのバランスから階数は 5 ～ 6 階を基本とする。
- ・ 東は河川、西は近隣公園（防災公園）等、公園・水辺に隣接する施設としてうるおいの場、憩いの場との一体化を図る。
- ・ 入り口を一カ所に限定せず自由なアプローチに配慮する。
- ・ 休日の庁舎の有効活用（駐車場を含め）（市民がはいれるゾーンの想定）
- ・ 一階のホールは柔軟性をもたせたものとし、市民の交流や多目的に利用できるものとする。
- ・ 議場及び傍聴席は市民の身近なものとなるような施設の工夫と多目的な活用を図る。
- ・ 森林王国にふさわしいランドマーク・モニュメント等を検討する。
- ・ 宍粟材の積極的な活用を行う。

(2) ユニバーサルデザインに配慮し、利便性に富んだ庁舎

- ・ 市民の利用者の多い窓口機能については、低階層に集約し、市民の利便性向上を図る。
- ・ 高齢者、身障者等に配慮したバリアフリーに配慮した動線計画を行う。
- ・ 窓口業務はローカウンターとし、座って対応ができるものとする。
- ・ 子供連れ来庁者への十分な配慮（ベビーベッド・トイレでのオシメ替えスペースの確保）
- ・ 外観、芸術設計、複雑な建造物ではなく、シンプルでわかりやすい施設

- ・ ワンストップサービスのできる窓口と課の配置や総合窓口制の導入を検討する。
- ・ プライバシーの確保に十分な配慮を行う。

(3) 行政需要の多様化、組織機能の見直し、高度情報化等に対応できる柔軟な庁舎

- ・ オフィスレイアウト及び情報機器の変更が容易にできるものとする。(床面フリーアクセス)
- ・ 安全性、耐久性の確保ができること。
- ・ 構造はシンプルで、建設コスト、維持コストがかからないこと。
- ・ 広い行政区域の中で、書類等の電子化による迅速な対応及びサービスの向上を図る。
- ・ 十分な会議室と文書庫の確保を行う。
- ・ 食堂喫茶室を設置し、運営も含め市民に開放する。

(4) 環境に優しく、省資源、省エネルギーに配慮し、維持管理上も経済性に優れた庁舎であること。

- ・ ソーラー発電システム等のローカルエネルギーの活用、雨水利用等(散水・トイレ)の検討を行う。
- ・ 節約型の機器類を活用するほか、建築上の工夫による省エネルギーに努める。
(空調管理のしやすさ、自然採光の活用、既存樹木の活用、深夜電気の活用
屋上緑化・壁面緑化、自然換気、緑化駐車場等)
- ・ 基本的にはオープンフロアとするが、セパレート方式とのランニングコストを比較検討の上、配置構成を行う。

(5) 防災機能をもち、他の周辺公共施設との機能的な連携の図れる庁舎であること。

- ・ 災害時において市民が頼ることの出来るパブリックスペースとしてのロビーとする。
- ・ 非常時における会議室、議場等の転用利用が容易であること。
- ・ 地震等の災害に強い建造物とする。
- ・ 自家発電機による非常時電源の確保を行う。

- ・ 警察や県庁舎との有機的な動線計画を行う。
- ・ 国道29号、県道田井・中広瀬線の交通事情に配慮する。

7. 庁舎機能の具体化

配置方針に基づき庁舎施設の配置等について具体の検討を行う。

(1) 庁舎内の諸施設

庁舎における部課の配置は、来庁者にとって便利でわかりやすく、業務効率等を勘案しながら、従来型の行政、議会中心の機能だけでなく市民の交流、情報発信の場などの機能を併せ持つことが求められている。

これらの機能を実現するために庁舎内部施設として次の各施設を設置する。

ア 事務室

(ア) 窓口担当部課の配置（1～2階）

市民の利用の最も多い窓口関連の部課を1階にまとめる。

1階には、福祉部、会計課、税務課……としスペース的に困難な場合には2階に配置することとする。

(イ) 事業部課の配置（2～3階）

事業関連部課を配置する。

産業部、土木部、水道局

(ウ) 総務、企画部の配置（3～4階）

市長、助役との関連及び議会をはじめ他部門との連携に配慮する。

市長室、助役室、企画部、総務部

(エ) 教育委員会事務局（4～5階）

教育委員会を配置する。

教育委員会

(オ) 議会の配置 (5 ~ 6 階)

議会を中心に配置する。

議場、委員会室、議員執務室、議会事務局、監査事務室

(カ) 各階ごとの会議室等 (各階に設置)

各階には会議室を配置する。

なお、非常時の災害対策室、常時使用しない入札室等は、会議室を兼用する。

イ 市民開放施設

市民開放用多目的ホールの配置工夫や他の市民開放スペース (行政情報コーナー、特産物展示コーナー、喫茶ラウンジ、市民相談室等) の確保に配慮する。

ウ その他

図書室、印刷室、福利厚生施設、書庫備品庫、エレベーター、宿直室、機械室等を設置する。

(2) 来庁者に配慮した施設整備

便所、洗面室、待合室 (託児スペース)、手すり、点字ブロック、カウンター、エレベーター、廊下、階段等

8 . 事業費及び財源の検討

庁舎建設に係る事業費及び財源を次のとおり想定する。

- ・新庁舎の整備は、庁舎建設工事費の他、公用車車庫、外構工事費、業務委託費とする。
- ・新庁舎の規模は、延床面積を 8,500 m²程度とし、5 ~ 6 階を基本とする。
- ・庁舎の構造については、防災拠点となる重要な場所であることを考慮の上、十分な検討を行う。
- ・業務委託は、プロポーザル方式により業者選定を行い、設計・工事監理・調査 (土壌調査・電波障害予測調査 = 必要な場合) 等を含む。

- ・外構工事費には、駐車場整備を含む。

新庁舎整備の総事業費(計画)

	項 目	地上5～6階 面積8,500㎡程度
事業 費 計	建築費 (車庫・備品含む)	2,797,000千円
	外構工事費	47,000千円
	業務委託費	126,000千円
	計	2,970,000千円
財 源 計 画	合併補助金	350,000千円
	合併特例債	2,031,000千円
	公共施設等 整備基金他	589,000千円

・市民の合意形成の方策

地方分権型社会においては、地域の生活者としての市民による積極的な行政への「参画」を得て、行政と市民、コミュニティ、企業、NPO 等が「協働」し、新しい宍粟市をより住みやすいまちに育んでいく必要がある。

その理念に基づいて設計された公共の空間としての役割を持つ庁舎は、単なる行政サービスを生み出す場というだけでなく、市民交流の活発化や行政と市民が一体となって施策の立案や展開を図る場としての共通認識を持ち、庁舎建設においても広く市民の意見や理解を求めていくことが重要である。

よって、より多くの意見を取り入れた新庁舎とするための手段としては、市広報やホームページでの十分な情報提供とともに、地域協議会や行政懇談会、自治会・婦人会等の各種団体との懇談、さらにはふれあいミーティングなどの活用により、市民との意見・情報交換を経て、最終的には住民代表による検討会の実施により、多くの意見や情報についての調整を行い、庁舎建設に対する市民の合意形成に努めることとする。